

第1号事業に要する費用の額の算定に関する要領

向日市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条で規定する第1号事業に要する費用の額の算定について、次のとおり定めるものとする。

- 次に掲げる事業に要する費用の額は、別表第1号事業支給費単位数表により算定するものとする。
 - 介護予防ヘルプサービス
 - 生活支援ヘルプサービス
 - 介護予防デイサービス
 - 短時間デイサービス
- 第1号（イ）（ロ）に掲げる事業に要する費用の額は、10.42円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 第1号（ハ）（ニ）に掲げる事業に要する費用の額は、10.27円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 第1号から第3号までの規定により第1号に掲げる事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
（基本報酬に係る経過措置）
- 令和3年9月30日までの間は、別表第1号事業支給費単位数表の介護予防ヘルプサービス費のイからへまで、生活支援ヘルプサービス費のイからへまで、介護予防デイサービス費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表 第1号事業支給費単位数表

1 介護予防ヘルプサービス費

(1月につき)

- イ 介護予防ヘルプサービス費 (I) 1, 176 単位
- ロ 介護予防ヘルプサービス費 (II) 2, 349 単位
- ハ 介護予防ヘルプサービス費 (III) 3, 727 単位

(1回につき)

- ニ 介護予防ヘルプサービス費 (IV) 268 単位
- ホ 介護予防ヘルプサービス費 (V) 272 単位
- ヘ 介護予防ヘルプサービス費 (VI) 287 単位

注1 利用者に対して、指定介護予防ヘルプサービス事業所(向日市介護予防ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(以下「介護予防ヘルプサービス基準要綱」という。))第5条第1項に規定する指定介護予防ヘルプサービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下介護予防ヘルプサービス費において同じ。))が、指定介護予防ヘルプサービス(介護予防ヘルプサービス基準要綱第4条に規定する指定介護予防ヘルプサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 介護予防ヘルプサービス費 (I) 介護予防サービス計画(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において1週に1回程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者(施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第1(以下「基本チェックリスト」という。))の質問項目に対する回答の結果に基づき、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。)又は要支援状態区分が要支援1(要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「要介護認定審査基準等省令」という。))第2条第1項第1号に掲げる区分である者をいう。以下同じ。)若しくは要支援2(要介護認定審査基準等省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者をいう。以下同じ。)である者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合であって、ニに該当しないもの

ロ 介護予防ヘルプサービス費 (II) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合であって、ホに該当しないもの

ハ 介護予防ヘルプサービス費 (III) 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合であって、ヘに該当しないもの

ニ 介護予防ヘルプサービス費 (IV) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者であって、指定生活支援ヘルプサービス

(向日市生活支援ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(以下「生活支援ヘルプサービス基準要綱」という。)第4条に規定する指定生活支援ヘルプサービスをいう。以下同じ。)又は地域支え合いヘルプサービス(向日市地域支え合いヘルプサービス事業実施要綱(以下「地域支え合いヘルプサービス」という。)第1条に規定する地域支え合いヘルプサービスをいう。以下同じ。)が必要とされた者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合(ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。)

ホ 介護予防ヘルプサービス費(V) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者であって、指定生活支援ヘルプサービス又は地域支え合いヘルプサービスが必要とされた者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合(ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。)

ヘ 介護予防ヘルプサービス費(VI) 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者であって、指定生活支援ヘルプサービス又は地域支え合いヘルプサービスが必要とされた者に対して指定介護予防ヘルプサービスを行った場合(ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。)

注2 施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 指定介護予防ヘルプサービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の登録を受けたものに限る。)若しくは指定介護予防ヘルプサービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防ヘルプサービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防ヘルプサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防ヘルプサービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防ヘルプサービス事業所において指定介護予防ヘルプサービスを受けている間は、当該指定介護予防ヘルプサービス事業所以外の指定介護予防ヘルプサービス事業所が指定介護予防ヘルプサービスを行った場合に、介護予防ヘルプサービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定介護予防ヘルプサービス事業所がいずれもニからへまでのいずれかの算定に係る指定介護予防ヘルプサービスを行った場合は、この限りでない。

注6 ニに該当する者であっても、1月の中で全部で5回以上8回以下の介護予防ヘルプサービスを行った場合はホを算定する。また、ニ又はホに該当する者であっても、要支援状態区分が要支援1であって、月9回以上介護予防ヘルプサービスを行った場合は、ロを算定する（ただし、介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超えて指定介護予防ヘルプサービスが必要とされた者を除く）。また、事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者であって、月9回以上12回以下の介護予防ヘルプサービスを行った場合は、へを算定する。

チ 初回加算 200単位

注 指定介護予防ヘルプサービス事業所において、新規に介護予防ヘルプサービス計画（介護予防ヘルプサービス基準要綱第40条第2号に規定する介護予防ヘルプサービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（介護予防ヘルプサービス基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定介護予防ヘルプサービスを行った日の属する月に指定介護予防ヘルプサービスを行った場合又は当該指定介護予防ヘルプサービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防ヘルプサービスを行った日の属する月に指定介護予防ヘルプサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防ヘルプサービス計画を作成し、当該介護予防ヘルプサービス計画に基づく指定介護予防ヘルプサービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防ヘルプサービスが行われ

た日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防ヘルプサービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防ヘルプサービス計画に基づく指定介護予防ヘルプサービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防ヘルプサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1) を算定している場合は、算定しない。

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等（以下「基準」という。）第1章第1号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防ヘルプサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第2号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防ヘルプサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号の2）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防ヘルプサービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 生活支援ヘルプサービス費

(1月につき)

- イ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅰ） 991単位
- ロ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅱ） 1,978単位
- ハ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅲ） 3,142単位

(1回につき)

- ニ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅳ） 226単位
- ホ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅴ） 229単位
- ヘ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅵ） 242単位

注1 利用者に対して、指定生活支援ヘルプサービス事業所(生活支援ヘルプサービス基準要綱第5条第1項に規定する指定生活支援ヘルプサービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下生活支援ヘルプサービス費において同じ。)が、指定生活支援ヘルプサービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して指定生活支援ヘルプサービスを行った場合であって、ニに該当しないもの
- ロ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して指定生活支援ヘルプサービスを行った場合であって、ホに該当しないもの
- ハ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して指定生活支援ヘルプサービスを行った場合であって、へに該当しないもの
- ニ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅳ） 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者であって、指定介護予防ヘルプサービス又は地域支え合いヘルプサービスが必要とされた者に対して指定生活支援ヘルプサービスを行った場合（ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。）
- ホ 生活支援ヘルプサービス費（Ⅴ） 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者であって、指定介護予防ヘルプサービス又は地域支え合いヘルプサービスが必要とされた者に対して指定生活支援ヘルプ

サービスを行った場合（ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。）

へ 生活支援ヘルプサービス費（VI） 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者であって、指定介護予防ヘルプサービス又は地域支え合いヘルプサービスが必要とされた者に対して指定生活支援ヘルプサービスを行った場合（ただし、指定介護予防ヘルプサービス、指定生活支援ヘルプサービス及び地域支え合いヘルプサービスを組み合わせて行った場合の1月の上限単位数を超過する場合を除く。）

注2 指定生活支援ヘルプサービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。)若しくは指定生活支援ヘルプサービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定生活支援ヘルプサービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定生活支援ヘルプサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援ヘルプサービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定生活支援ヘルプサービス事業所において指定生活支援ヘルプサービスを受けている間は、当該指定生活支援ヘルプサービス事業所以外の指定生活支援ヘルプサービス事業所が指定生活支援ヘルプサービスを行った場合に、生活支援ヘルプサービス費は、算定しない。

注5 ニに該当する者であっても、1月の中で全部で5回以上8回以下の生活支援ヘルプサービスを行った場合はホを算定する。また、ニ又はホに該当する者であっても、要支援状態区分が要支援1であって、月9回以上生活支援ヘルプサービスを行った場合は、ロを算定する（ただし、介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える指定生活支援ヘルプサービスが必要とされた者を除く）。また、事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者であって、月9回以上12回以下の生活支援ヘルプサービスを利用する場合は、へを算定する。

チ 初回加算 200単位

注 指定生活支援ヘルプサービス事業所において、新規に生活支援ヘルプサービス計画(生活支援ヘルプサービス基準要綱第40条第2号に規定する生活支援ヘルプサービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、訪問事業責任者(生

活支援ヘルプサービス基準要綱第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定生活支援ヘルプサービスを行った日の属する月に指定生活支援ヘルプサービスを行った場合又は当該指定生活支援ヘルプサービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定生活支援ヘルプサービスを行った日の属する月に指定生活支援ヘルプサービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (1)について、訪問事業責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした生活支援ヘルプサービス計画を作成し、当該生活支援ヘルプサービス計画に基づく指定生活支援ヘルプサービスを行ったときは、初回の当該指定生活支援ヘルプサービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に訪問事業責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした生活支援ヘルプサービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該生活支援ヘルプサービス計画に基づく指定生活支援ヘルプサービスを行ったときは、初回の当該指定生活支援ヘルプサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準(基準第1章第1号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定生活支援ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援ヘルプサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第2号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定生活支援ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援ヘルプサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号の2）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定生活支援ヘルプサービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援ヘルプサービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防デイサービス費

イ 介護予防デイサービス費

(1月につき)

介護予防デイサービス費（Ⅰ）（入浴あり）

- (1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 1, 672単位
- (2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 3, 428単位

介護予防デイサービス費（Ⅱ）（入浴なし）

- (1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 1, 472単位
- (2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 3, 028単位

(1回につき)

介護予防デイサービス費（Ⅲ）（入浴あり）

- (1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 384単位
- (2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 395単位

介護予防デイサービス費（Ⅳ）（入浴なし）

- (1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 338単位
- (2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 349単位

注1 向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「介護予防デイサービス基準要綱」という。）第5条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員を置いているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所（介護予防デイサービス基準要綱第5条第1項に規定する指定介護予防デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防デイサービス（介護予防デイサービス基準要綱第4条に規定する指定介護予防デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分（ただし、事業対象者は介護予防サービス計画において必要とされた

利用回数)に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に向日市長が定める基準(基準第2章第1号)に該当する場合は、別に向日市長が定めるところ(基準第2章第1号)により算定する。

注2 介護予防デイサービス費(Ⅲ)(1)及び介護予防デイサービス費(Ⅳ)(1)は、1月の中で全部で4回までしか算定できない。同様に、介護予防デイサービス費(Ⅲ)(2)及び介護予防デイサービス費(Ⅳ)(2)は、1月の中で全部で5回以上8回までしか算定できない。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防デイサービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定介護予防デイサービス事業所において指定介護予防デイサービスを受けている間は、当該指定介護予防デイサービス事業所以外の指定介護予防デイサービス事業所が指定介護予防デイサービスを行った場合に、介護予防デイサービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定介護予防デイサービス事業所がいずれも介護予防デイサービス費(Ⅲ)(1)、介護予防デイサービス費(Ⅲ)(2)若しくは介護予防デイサービス費(Ⅳ)(1)又は介護予防デイサービス費(Ⅳ)(2)の算定に係る指定介護予防デイサービスを行った場合は、この限りでない。

注5 指定介護予防デイサービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防デイサービス事業所と同一建物から当該指定介護予防デイサービス事業所に通う者に対し、指定介護予防デイサービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者の場合 376単位

(2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者の場合 752単位

注6 介護予防デイサービスのサービス提供に係る所要時間については、原則として、3時間以上のサービス提供を行うものとする。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法

士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定介護予防デイサービス事業所の介護予防デイサービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防デイサービス計画(介護予防デイサービス基準要綱第38条第2号に規定する介護予防デイサービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 介護予防デイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び介護予防デイサービス費のチにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に向日市長が定める基準(基準第2章第1号)のいずれにも該当しない指定介護予防デイサービス事業所であること。

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護

予防デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下介護予防デイサービス費のへにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に向日市長が定める基準（基準第2章第1号）のいずれにも該当しない指定介護予防デイサービス事業所であること。

へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び介護予防デイサービス費のちにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に向日市長が定める基準（基準第2章第1号）のいずれにも該当しない指定介護予防デイサービス事業所であること。

ト 口腔機能向上加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第4号）に適合しているものとして向日市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び介護予防デイサービス費のちにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

チ 選択的サービス複数実施加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第5号）に適合しているものとして、向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

リ 事業所評価加算 120単位

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第6号）に適合しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に向日市長が定める基準に適合しているものとして向日市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第7号）に適合しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が利用者に対し指定介護予防デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分（ただし、事業対象者は介護予防サービス計画において必要とされた利用回数）に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（一） 要支援1・週1回程度利用事業対象者 88単位

- (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - (一) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 72単位
 - (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - (一) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 24単位
 - (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 48単位

ル 生活機能向上連携加算

注 別に向日市長が定める基準(基準第1章第8号)に適合しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に向日市長が定める基準(基準第1章第9号)に適合する指定介護予防デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が、利用者に対し指定介護予防デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて介護予防デイサービス計画を見直すなど、指定介護予防デイサービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防デイサービスを適

切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ 介護職員処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第1号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号の2）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定介護予防デイサービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防デイサービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 短時間デイサービス費

イ 短時間デイサービス費

(1月につき)

短時間デイサービス費 (I) (入浴あり・送迎あり)

- (1) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 1, 392単位
- (2) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 2, 825単位

短時間デイサービス費（Ⅱ）（入浴あり・送迎なし）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 ９８２単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 ２，００９単位

短時間デイサービス費（Ⅲ）（入浴なし・送迎あり）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 １，１７４単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 ２，３９１単位

短時間デイサービス費（Ⅳ）（入浴なし・送迎なし）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 ７６４単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 １，５７５単位

（１回につき）

短時間デイサービス費（Ⅴ）（入浴あり・送迎あり）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 ３２０単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 ３２５単位

短時間デイサービス費（Ⅵ）（入浴あり・送迎なし）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 ２２６単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 ２３１単位

短時間デイサービス費（Ⅶ）（入浴なし・送迎あり）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 ２７０単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 ２７５単位

短時間デイサービス費（Ⅷ）（入浴なし・送迎なし）

（１） 要支援１・週１回程度利用事業対象者 １７６単位

（２） 要支援２・週２回程度利用事業対象者 １８１単位

注１ 向日市短時間デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「短時間デイサービス基準要綱」という。）第５条に定める看護職員又は介護職員を置いているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所（短時間デイサービス基準要綱第５条第１項に規定する指定短時間デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定短時間デイサービス（短時間デイサービス基準要綱第４条に規定する指定短時間デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分（ただし、事業対象者は介護予防サービス計画において必要とされた利用回数）に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別向日市長が定める基準（基準第２章第２号）に該当する場合は、別に向日市長が定めるところ（基準第２章第２号）により算定する。

注２ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、短時間デイサービス費は、算定しない。

注３ 利用者が一の指定短時間デイサービス事業所において指定短時間デイサービスを受けている間は、当該指定短時間デイサービス事業所以外の指定短時間デイサービス事業所が指定短時間デイサービスを行った場合に、短時間デイサービス費は、算定しない。

注４ 短時間デイサービスのサービス提供に係る所要時間については、原則として、２時間以上３時間未満のサービス提供を行うものとする。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定短時間デイサービス事業所の短時間デイサービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した短時間デイサービス計画(短時間デイサービス基準要綱第38条第2号に規定する短時間デイサービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 短時間デイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び短時間デイサービス費のチにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が別に向日市長が定める基準(基準第2章第2号)に該当しない指定短時間デイサービス事業所であること。

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短時間デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下短時間デイサービス費のへにおいて「管理栄養士等」という。）が共同してアセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数が別に向日市長が定める基準（基準第2章第2号）に該当しない指定短時間デイサービス事業所であること。

へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び短時間デイサービス費のチにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が別に向日市長が定める基準（基準第2章第2号）に該当しない指定短時間デイサービス事業所であること。

ト 口腔機能向上加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第4号）に適合しているものとして向日市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び短時間デイサービス費のちにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

チ 選択的サービス複数実施加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第5号）に適合しているものとして、向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

リ 事業所評価加算 120単位

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第6号）に適合しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に向日市長が定める基準に適合しているものとして向日市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第7号）に適合しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が利用者に対し指定短時間デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分（ただし、事業対象者は介護予防サービス計画において必要とされた利用回数）に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（一） 要支援1・週1回程度利用事業対象者 88単位

- (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - (一) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 72単位
 - (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - (一) 要支援1・週1回程度利用事業対象者 24単位
 - (二) 要支援2・週2回程度利用事業対象者 48単位

ル 生活機能向上連携加算

注 別に向日市長が定める基準(基準第1章第8号)に適合しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に向日市長が定める基準(基準第1章第9号)に適合する指定短時間デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が、利用者に対し指定短時間デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて短時間デイサービス計画を見直すなど、指定短時間デイサービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定短時間デイサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ 介護職員処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第1号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が、利用者に対し、指定短時間デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が、利用者に対し、指定短時間デイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に向日市長が定める基準（基準第1章第3号の2）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして向日市長に届け出た指定短時間デイサービス事業所が、利用者に対し、指定短時間デイサービスを行った場合は、イにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。